平成２６年（フ）第１９２号
大分県別府市野口中町４番２号　生駒ビル401号
債務者　佐古須美子
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５７号
山口県防府市国衙３丁目５番５号　ハイマードＡ202
債務者　山崎　浩代
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６９号
山口県防府市松原町３番22号
債務者　福長　保寿
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第７０号
山口県防府市松原町３番22号
債務者　福長　町子
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止

平成２６年（フ）第２０７号
福岡市早良区原１丁目７番５号
破産者　アットワーク株式会社
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２６０号
福岡市博多区博多駅東１丁目13番１号
破産者　株式会社ランドコンピューター
1　決定年月日　平成26年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２６１号
福岡市博多区博多駅東１丁目13番１号
破産者　株式会社日本情報総研
1　決定年月日　平成26年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２６２号
福岡市博多区博多駅東１丁目13番１号
破産者　株式会社シー・エス・アイ
1　決定年月日　平成26年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５７号
川崎市多摩区西生田２丁目３番１号
破産者　有限会社大星製作所
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３４１号
福岡県太宰府市高雄４丁目13番１号
破産者　有限会社エフアンドエム
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６７０号
札幌市北区太平４条５丁目８番11号
破産者　有限会社水道企画
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７号
北海道日高郡新ひだか町静内目名15番地の１
破産者　有限会社シャンティホース
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２６年（フ）第９号
北海道日高郡新ひだか町静内本町１丁目１番36号
破産者　株式会社千山閣
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２５年（フ）第７４７号
仙台市太白区泉崎２丁目１番５号
破産者　株式会社日本ＭＢＳ
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２６５号
栃木県栃木市小野口町741番地
破産者　鈴木　文枝
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５２５号
栃木県真岡市荒町1195番地10
破産者　青木　　進
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５８９号
栃木県小山市大字喜沢1148番地１
破産者　株式会社ＡＳＥ
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５９０号
栃木県宇都宮市中戸祭町774番地１　大町方、前住所栃木県宇都宮市中戸祭１―８―15竹澤マンション406号
破産者　隈部　純代
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１０９号
埼玉県越谷市大字北後谷666番地
破産者　有限会社埜口養鶏
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１１１号
埼玉県春日部市豊町６丁目23番地１
破産者　有限会社大一
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４７７号
新潟県村上市松喜和2171番地２
破産者　有限会社エムイー
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部